

医療安全管理指針

医療法人 檜本会 檜本病院

全職員がそれぞれの立場から医療事故を未然に防ぎ、患者様に安心して安全な医療を提供できるように、次のような体制の整備を図り、適切な医療安全管理を推進します。

記

- 1、医療安全体制を確立するため、医療安全管理委員会を設置し医療安全の推進に努めます。
- 2、医薬品の安全使用体制を整備するため、業務手順書の作成と実施の確認及び情報の収集に努めます。
- 3、医療機器の安全使用体制を確立するため、保守点検計画の策定・実施・記録の保存に努めます。
- 4、医療放射線の安全使用体制を確立するため、診療放射線の安全管理の計画実施に努めます。
- 5、医療事故発生時の対応を整備し、患者様の救命と被害の拡大防止に努めます。
- 6、医療連携室に「患者様相談窓口」を設置し、患者様からの相談に適切な対応を確保するよう努めます。